

所管部課	教育部 中央図書館		部長	小俣 学	
件名	東大和市及び小平市の図書館の相互利用に関する協定について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立図書館条例施行規則			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>図書館の相互利用については、現在、東村山市、武蔵村山市、立川市の三市と実施しているが、以前から市民要望のあった小平市とも相互利用を行うため、協定を締結するものである。</p> <p>(1) 協定締結日            令和5年4月12日                  (2) 相互利用開始日      令和5年5月24日                  (3) 影響及び効果                      相互利用により、小平市域と隣接した東大和市民が、小平市の図書館を利用することが可能となり、サービスの向上が図られる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>他市との図書館の相互利用について、東村山市とは平成15年度から、武蔵村山市とは平成24年度から、立川市とは平成27年度から実施している。</p> <p>・令和5年2月17日      令和5年第2回教育委員会定例会において承認済</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>・協定締結後、市報・ホームページ及びポスター等で周知したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。